

日刊 (日曜日、土曜日、休日休刊)

東京都公報

発行
東京都

目次

告示

○生活保護法による指定医療機関の指定取消し……
……(福祉局生活福祉部保護課)……

公告

○土地区画整理事業の換地処分……
……(都市整備局市街地整備部区画整理課)……
○放置車両確認事務の委託(三十四件)……(警視庁)……

告示

●東京都告示第十六号

生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号。以下「法」という。)第五十一条第二項第四号及び第八号(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号。以下「中国残留邦人等支援法」という。)第十四条第四項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定により、医療扶助のための医療を担当する機関の指定を取り消したので、法第五十五条の三第四号及び生活保護法施行規則(昭和二十五年厚生省令第二

十一号)第十六条(中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和七年一月十四日

東京都知事 小池 百合子

取消し
令和6年12月分

医療機関

番号	医療機関名	医療機関所在地	取消年月日
1	訪問看護ステーション ベンてん	東京都練馬区土支田1-31-11 山八マンションA105b	令和6年12月27日

公 告

土地区画整理事業の換地処分について

土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第百三条第三項の規定により西東京市柳沢五丁目土地区画整理事業の施行者から換地処分をした旨の届出があったので、同条第四項の規定により公告する。

令和七年一月十四日

東京都知事 小 池 百合子

放置車両確認事務の委託について

道路交通法(昭和35年法律第105号)第51条の8第1項の規定により、次の法人に放置車両の確認及び標章の取付けに関する事務を行わせることとしたので、同法第51条の12第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和7年1月14日

警視庁亀有警察署長

警視 小 山 正 治

記

1 放置車両確認機関の名称及び主たる事務所の所在地

(1) 名 称 株式会社セノン

(2) 所在地 新宿区西新宿二丁目1番1号

2 確認事務を行う区域及び期間

(1) 区 域 警視庁亀有警察署の管轄区域

(2) 期 間 令和7年4月1日から令和10年3月31日まで

放置車両確認事務の委託について

道路交通法(昭和35年法律第105号)第51条の8第1項の規定により、次の法人に放置車両の確認及び標章の取付けに関する事務を行わせることとしたので、同法第51条の12第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和7年1月14日

警視庁葛飾警察署長

警視 松 田 茂 樹

記

1 放置車両確認機関の名称及び主たる事務所の所在地

(1) 名 称 株式会社セノン

(2) 所在地 新宿区西新宿二丁目1番1号

2 確認事務を行う区域及び期間

(1) 区 域 警視庁葛飾警察署の管轄区域

(2) 期 間 令和7年4月1日から令和10年3月31日まで

放置車両確認事務の委託について

道路交通法(昭和35年法律第105号)第51条の8第1項の規定により、次の法人に放置車両の確認及び標章の取付けに関する事務を行わせることとしたので、同法第51条の12第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和7年1月14日

警視庁西新井警察署長

警視 大 柴 林

記

1 放置車両確認機関の名称及び主たる事務所の所在地

(1) 名称 シンテイ警備株式会社

(2) 所在地 中央区新富一丁目8番8号

2 確認事務を行う区域及び期間

(1) 区域 警視庁西新井警察署の管轄区域

(2) 期間 令和7年4月1日から令和10年3月31日まで

放置車両確認事務の委託について

道路交通法(昭和35年法律第105号)第51条の8第1項の規定により、次の法人に放置車両の確認及び標章の取付けに関する事務を行わせることとしたので、同法第51条の12第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和7年1月14日

警視庁竹の塚警察署長

警視 村 田 泰 一

記

1 放置車両確認機関の名称及び主たる事務所の所在地

(1) 名称 シンテイ警備株式会社

(2) 所在地 中央区新富一丁目8番8号

2 確認事務を行う区域及び期間

(1) 区域 警視庁竹の塚警察署の管轄区域

(2) 期間 令和7年4月1日から令和10年3月31日まで

放置車両確認事務の委託について

道路交通法(昭和35年法律第105号)第51条の8第1項の規定により、次の法人に放置車両の確認及び標章の取付けに関する事務を行わせることとしたので、同法第51条の12第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和7年1月14日

警視庁千住警察署長

警視 山 下 恭 寛

記

1 放置車両確認機関の名称及び主たる事務所の所在地

(1) 名称 株式会社GFM

(2) 所在地 愛知県弥富市鯛浦町南前新田56番地3

2 確認事務を行う区域及び期間

(1) 区域 警視庁千住警察署の管轄区域

(2) 期間 令和7年4月1日から令和10年3月31日まで

放置車両確認事務の委託について

道路交通法(昭和35年法律第105号)第51条の8第1項の規定により、次の法人に放置車両の確認及び標章の取付けに関する事務を行わせることとしたので、同法第51条の12第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和7年1月14日

警視庁綾瀬警察署長

警視 小 川 幸 二

記

1 放置車両確認機関の名称及び主たる事務所の所在地

(1) 名称 株式会社GFM

(2) 所在地 愛知県弥富市鯛浦町南前新田56番地3

2 確認事務を行う区域及び期間

(1) 区域 警視庁綾瀬警察署の管轄区域

(2) 期間 令和7年4月1日から令和10年3月31日まで

放置車両確認事務の委託について

道路交通法(昭和35年法律第105号)第51条の8第1項の規定により、次の法人に放置車両の確認及び標章の取付けに関する事務を行わせることとしたので、同法第51条の12第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和7年1月14日

警視庁南千住警察署長

警視 藤原 恵

記

1 放置車両確認機関の名称及び主たる事務所の所在地

(1) 名称 株式会社コアズ

(2) 所在地 愛知県名古屋市中区錦一丁目16番20号

2 確認事務を行う区域及び期間

(1) 区域 警視庁南千住警察署の管轄区域

(2) 期間 令和7年4月1日から令和10年3月31日まで

放置車両確認事務の委託について

道路交通法(昭和35年法律第105号)第51条の8第1項の規定により、次の法人に放置車両の確認及び標章の取付けに関する事務を行わせることとしたので、同法第51条の12第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和7年1月14日

警視庁荒川警察署長

警視 水口 正 樹

記

1 放置車両確認機関の名称及び主たる事務所の所在地

(1) 名称 株式会社コアズ

(2) 所在地 愛知県名古屋市中区錦一丁目16番20号

2 確認事務を行う区域及び期間

(1) 区域 警視庁荒川警察署の管轄区域

(2) 期間 令和7年4月1日から令和10年3月31日まで

放置車両確認事務の委託について

道路交通法(昭和35年法律第105号)第51条の8第1項の規定により、次の法人に放置車両の確認及び標章の取付けに関する事務を行わせることとしたので、同法第51条の12第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和7年1月14日

警視庁尾久警察署長

警視 原田 好 朗

記

1 放置車両確認機関の名称及び主たる事務所の所在地

(1) 名称 株式会社GFM

(2) 所在地 愛知県名古屋市稲浦町南前新田56番地3

2 確認事務を行う区域及び期間

(1) 区域 警視庁尾久警察署の管轄区域

(2) 期間 令和7年4月1日から令和10年3月31日まで

放置車両確認事務の委託について

道路交通法(昭和35年法律第105号)第51条の8第1項の規定により、次の法人に放置車両の確認及び標章の取付けに関する事務を行わせることとしたので、同法第51条の12第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和7年1月14日

警視庁滝野川警察署長

警視 稲垣 政 美

記

1 放置車両確認機関の名称及び主たる事務所の所在地

(1) 名称 株式会社GFM

(2) 所在地 愛知県名古屋市稲浦町南前新田56番地3

2 確認事務を行う区域及び期間

(1) 区域 警視庁滝野川警察署の管轄区域

(2) 期間 令和7年4月1日から令和10年3月31日まで

放置車両確認事務の委託について

道路交通法(昭和35年法律第105号)第51条の8第1項の規定により、次の法人に放置車両の確認及び標章の取付けに関する事務を行わせることとしたので、同法第51条の12第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和7年1月14日

警視庁王子警察署長

警視 藤 森 雅 之

記

1 放置車両確認機関の名称及び主たる事務所の所在地

(1) 名称 シンテイ警備株式会社

(2) 所在地 中央区新富一丁目8番8号

2 確認事務を行う区域及び期間

(1) 区域 警視庁王子警察署の管轄区域

(2) 期間 令和7年4月1日から令和10年3月31日まで

放置車両確認事務の委託について

道路交通法(昭和35年法律第105号)第51条の8第1項の規定により、次の法人に放置車両の確認及び標章の取付けに関する事務を行わせることとしたので、同法第51条の12第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和7年1月14日

警視庁赤羽警察署長

警視 河 田 康 尚

記

1 放置車両確認機関の名称及び主たる事務所の所在地

(1) 名称 シンテイ警備株式会社

(2) 所在地 中央区新富一丁目8番8号

2 確認事務を行う区域及び期間

(1) 区域 警視庁赤羽警察署の管轄区域

(2) 期間 令和7年4月1日から令和10年3月31日まで

放置車両確認事務の委託について

道路交通法(昭和35年法律第105号)第51条の8第1項の規定により、次の法人に放置車両の確認及び標章の取付けに関する事務を行わせることとしたので、同法第51条の12第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和7年1月14日

警視庁志村警察署長

警視 三 木 健 次

記

1 放置車両確認機関の名称及び主たる事務所の所在地

(1) 名称 株式会社コアズ

(2) 所在地 愛知県名古屋市中区錦一丁目16番20号

2 確認事務を行う区域及び期間

(1) 区域 警視庁志村警察署の管轄区域

(2) 期間 令和7年4月1日から令和10年3月31日まで

放置車両確認事務の委託について

道路交通法(昭和35年法律第105号)第51条の8第1項の規定により、次の法人に放置車両の確認及び標章の取付けに関する事務を行わせることとしたので、同法第51条の12第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和7年1月14日

警視庁高島平警察署長

警視 葛 西 範 明

記

1 放置車両確認機関の名称及び主たる事務所の所在地

(1) 名称 株式会社コアズ

(2) 所在地 愛知県名古屋市中区錦一丁目16番20号

2 確認事務を行う区域及び期間

(1) 区域 警視庁高島平警察署の管轄区域

(2) 期間 令和7年4月1日から令和10年3月31日まで

放置車両確認事務の委託について

道路交通法(昭和35年法律第105号)第51条の8第1項の規定により、次の法人に放置車両の確認及び標章の取付けに関する事務を行わせることとしたので、同法第51条の12第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和7年1月14日

警視庁板橋警察署長

警視正 喜 多 勝 也

記

1 放置車両確認機関の名称及び主たる事務所の所在地

(1) 名称 テイケイ株式会社

(2) 所在地 新宿区歌舞伎町一丁目1番16号

2 確認事務を行う区域及び期間

(1) 区域 警視庁板橋警察署の管轄区域

(2) 期間 令和7年4月1日から令和10年3月31日まで

放置車両確認事務の委託について

道路交通法(昭和35年法律第105号)第51条の8第1項の規定により、次の法人に放置車両の確認及び標章の取付けに関する事務を行わせることとしたので、同法第51条の12第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和7年1月14日

警視庁練馬警察署長

警視 加 藤 雄 一

記

1 放置車両確認機関の名称及び主たる事務所の所在地

(1) 名称 テイケイ株式会社

(2) 所在地 新宿区歌舞伎町一丁目1番16号

2 確認事務を行う区域及び期間

(1) 区域 警視庁練馬警察署の管轄区域

(2) 期間 令和7年4月1日から令和10年3月31日まで

放置車両確認事務の委託について

道路交通法(昭和35年法律第105号)第51条の8第1項の規定により、次の法人に放置車両の確認及び標章の取付けに関する事務を行わせることとしたので、同法第51条の12第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和7年1月14日

警視庁光が丘警察署長

警視 蔵 谷 吉 喜

記

1 放置車両確認機関の名称及び主たる事務所の所在地

(1) 名称 株式会社ジェイ・エス・エス

(2) 所在地 千代田区平河町一丁目8番2号-603

2 確認事務を行う区域及び期間

(1) 区域 警視庁光が丘警察署の管轄区域

(2) 期間 令和7年4月1日から令和10年3月31日まで

放置車両確認事務の委託について

道路交通法(昭和35年法律第105号)第51条の8第1項の規定により、次の法人に放置車両の確認及び標章の取付けに関する事務を行わせることとしたので、同法第51条の12第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和7年1月14日

警視庁石神井警察署長

警視 山 上 嘉 人

記

1 放置車両確認機関の名称及び主たる事務所の所在地

(1) 名称 株式会社ジェイ・エス・エス

(2) 所在地 千代田区平河町一丁目8番2号-603

2 確認事務を行う区域及び期間

(1) 区域 警視庁石神井警察署の管轄区域

(2) 期間 令和7年4月1日から令和10年3月31日まで

放置車両確認事務の委託について

道路交通法(昭和35年法律第105号)第51条の8第1項の規定により、次の法人に放置車両の確認及び標章の取付けに関する事務を行わせることとしたので、同法第51条の12第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和7年1月14日

警視庁大森警察署長

警視 高 橋 哲 哲

記

1 放置車両確認機関の名称及び主たる事務所の所在地

- (1) 名称 テイクイ株式会社
- (2) 所在地 新宿区歌舞伎町一丁目1番16号

2 確認事務を行う区域及び期間

- (1) 区域 警視庁大森警察署の管轄区域
- (2) 期間 令和7年4月1日から令和10年3月31日まで

放置車両確認事務の委託について

道路交通法(昭和35年法律第105号)第51条の8第1項の規定により、次の法人に放置車両の確認及び標章の取付けに関する事務を行わせることとしたので、同法第51条の12第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和7年1月14日

警視庁池上警察署長

警視 櫻 井 嘉 人

記

1 放置車両確認機関の名称及び主たる事務所の所在地

- (1) 名称 テイクイ株式会社
- (2) 所在地 新宿区歌舞伎町一丁目1番16号

2 確認事務を行う区域及び期間

- (1) 区域 警視庁池上警察署の管轄区域
- (2) 期間 令和7年4月1日から令和10年3月31日まで

放置車両確認事務の委託について

道路交通法(昭和35年法律第105号)第51条の8第1項の規定により、次の法人に放置車両の確認及び標章の取付けに関する事務を行わせることとしたので、同法第51条の12第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和7年1月14日

警視庁蒲田警察署長

警視 正 三 浦 史 雄

記

1 放置車両確認機関の名称及び主たる事務所の所在地

- (1) 名称 テイクイ株式会社
- (2) 所在地 新宿区歌舞伎町一丁目1番16号

2 確認事務を行う区域及び期間

- (1) 区域 警視庁蒲田警察署の管轄区域
- (2) 期間 令和7年4月1日から令和10年3月31日まで

放置車両確認事務の委託について

道路交通法(昭和35年法律第105号)第51条の8第1項の規定により、次の法人に放置車両の確認及び標章の取付けに関する事務を行わせることとしたので、同法第51条の12第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和7年1月14日

警視庁東京空港警察署長

警視 荒 川 明 弘

記

1 放置車両確認機関の名称及び主たる事務所の所在地

- (1) 名称 テイクイ株式会社
- (2) 所在地 新宿区歌舞伎町一丁目1番16号

2 確認事務を行う区域及び期間

- (1) 区域 警視庁東京空港警察署の管轄区域
- (2) 期間 令和7年4月1日から令和10年3月31日まで

放置車両確認事務の委託について

道路交通法(昭和35年法律第105号)第51条の8第1項の規定により、次の法人に放置車両の確認及び標章の取付けに関する事務を行わせることとしたので、同法第51条の12第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和7年1月14日

警視庁田園調布警察署長

警視 小田 良一

記

1 放置車両確認機関の名称及び主たる事務所の所在地

(1) 名称 株式会社ジェイ・エス・エス

(2) 所在地 千代田区平河町一丁目8番2号-603

2 確認事務を行う区域及び期間

(1) 区域 警視庁田園調布警察署の管轄区域

(2) 期間 令和7年4月1日から令和10年3月31日まで

放置車両確認事務の委託について

道路交通法(昭和35年法律第105号)第51条の8第1項の規定により、次の法人に放置車両の確認及び標章の取付けに関する事務を行わせることとしたので、同法第51条の12第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和7年1月14日

警視庁玉川警察署長

警視 大谷 英之

記

1 放置車両確認機関の名称及び主たる事務所の所在地

(1) 名称 株式会社ジェイ・エス・エス

(2) 所在地 千代田区平河町一丁目8番2号-603

2 確認事務を行う区域及び期間

(1) 区域 警視庁玉川警察署の管轄区域

(2) 期間 令和7年4月1日から令和10年3月31日まで

放置車両確認事務の委託について

道路交通法(昭和35年法律第105号)第51条の8第1項の規定により、次の法人に放置車両の確認及び標章の取付けに関する事務を行わせることとしたので、同法第51条の12第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和7年1月14日

警視庁目黒警察署長

警視 濱田 勝行

記

1 放置車両確認機関の名称及び主たる事務所の所在地

(1) 名称 株式会社ジェイ・エス・エス

(2) 所在地 千代田区平河町一丁目8番2号-603

2 確認事務を行う区域及び期間

(1) 区域 警視庁目黒警察署の管轄区域

(2) 期間 令和7年4月1日から令和10年3月31日まで

放置車両確認事務の委託について

道路交通法(昭和35年法律第105号)第51条の8第1項の規定により、次の法人に放置車両の確認及び標章の取付けに関する事務を行わせることとしたので、同法第51条の12第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和7年1月14日

警視庁碑文谷警察署長

警視 西山 三弘

記

1 放置車両確認機関の名称及び主たる事務所の所在地

(1) 名称 株式会社ジェイ・エス・エス

(2) 所在地 千代田区平河町一丁目8番2号-603

2 確認事務を行う区域及び期間

(1) 区域 警視庁碑文谷警察署の管轄区域

(2) 期間 令和7年4月1日から令和10年3月31日まで

放置車両確認事務の委託について

道路交通法(昭和35年法律第105号)第51条の8第1項の規定により、次の法人に放置車両の確認及び標章の取付けに関する事務を行わせることとしたので、同法第51条の12第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和7年1月14日

警視庁世田谷警察署長

警視 櫻 井 文 博

記

1 放置車両確認機関の名称及び主たる事務所の所在地

(1) 名称 株式会社GFM

(2) 所在地 愛知県弥富市鯛浦町南前新田56番地3

2 確認事務を行う区域及び期間

(1) 区域 警視庁世田谷警察署の管轄区域

(2) 期間 令和7年4月1日から令和10年3月31日まで

放置車両確認事務の委託について

道路交通法(昭和35年法律第105号)第51条の8第1項の規定により、次の法人に放置車両の確認及び標章の取付けに関する事務を行わせることとしたので、同法第51条の12第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和7年1月14日

警視庁北沢警察署長

警視 寺 野 彰

記

1 放置車両確認機関の名称及び主たる事務所の所在地

(1) 名称 株式会社GFM

(2) 所在地 愛知県弥富市鯛浦町南前新田56番地3

2 確認事務を行う区域及び期間

(1) 区域 警視庁北沢警察署の管轄区域

(2) 期間 令和7年4月1日から令和10年3月31日まで

放置車両確認事務の委託について

道路交通法(昭和35年法律第105号)第51条の8第1項の規定により、次の法人に放置車両の確認及び標章の取付けに関する事務を行わせることとしたので、同法第51条の12第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和7年1月14日

警視庁成城警察署長

警視 須 山 浩 道

記

1 放置車両確認機関の名称及び主たる事務所の所在地

(1) 名称 株式会社ジェイ・エス・エス

(2) 所在地 千代田区平河町一丁目8番2号-603

2 確認事務を行う区域及び期間

(1) 区域 警視庁成城警察署の管轄区域

(2) 期間 令和7年4月1日から令和10年3月31日まで

放置車両確認事務の委託について

道路交通法(昭和35年法律第105号)第51条の8第1項の規定により、次の法人に放置車両の確認及び標章の取付けに関する事務を行わせることとしたので、同法第51条の12第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和7年1月14日

警視庁高井戸警察署長

警視 大 宮 理 弘

記

1 放置車両確認機関の名称及び主たる事務所の所在地

(1) 名称 株式会社ジェイ・エス・エス

(2) 所在地 千代田区平河町一丁目8番2号-603

2 確認事務を行う区域及び期間

(1) 区域 警視庁高井戸警察署の管轄区域

(2) 期間 令和7年4月1日から令和10年3月31日まで

放置車両確認事務の委託について

道路交通法(昭和35年法律第105号)第51条の8第1項の規定により、次の法人に放置車両の確認及び標章の取付けに関する事務を行わせることとしたので、同法第51条の12第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。
令和7年1月14日

警視庁中野警察署長
警視 平 沢 光 一

記

- 1 放置車両確認機関の名称及び主たる事務所の所在地
 - (1) 名称 株式会社コアズ
 - (2) 所在地 愛知県名古屋市中区錦一丁目16番20号
- 2 確認事務を行う区域及び期間
 - (1) 区域 警視庁中野警察署の管轄区域
 - (2) 期間 令和7年4月1日から令和10年3月31日まで

放置車両確認事務の委託について

道路交通法(昭和35年法律第105号)第51条の8第1項の規定により、次の法人に放置車両の確認及び標章の取付けに関する事務を行わせることとしたので、同法第51条の12第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。
令和7年1月14日

警視庁野方警察署長
警視 前 田 広 志

記

- 1 放置車両確認機関の名称及び主たる事務所の所在地
 - (1) 名称 株式会社コアズ
 - (2) 所在地 愛知県名古屋市中区錦一丁目16番20号
- 2 確認事務を行う区域及び期間
 - (1) 区域 警視庁野方警察署の管轄区域
 - (2) 期間 令和7年4月1日から令和10年3月31日まで

放置車両確認事務の委託について

道路交通法(昭和35年法律第105号)第51条の8第1項の規定により、次の法人に放置車両の確認及び標章の取付けに関する事務を行わせることとしたので、同法第51条の12第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。
令和7年1月14日

警視庁杉並警察署長
警視 大 石 純 矢

記

- 1 放置車両確認機関の名称及び主たる事務所の所在地
 - (1) 名称 株式会社ジェイ・エス・エス
 - (2) 所在地 千代田区平河町一丁目8番2号-603
- 2 確認事務を行う区域及び期間
 - (1) 区域 警視庁杉並警察署の管轄区域
 - (2) 期間 令和7年4月1日から令和10年3月31日まで

放置車両確認事務の委託について

道路交通法(昭和35年法律第105号)第51条の8第1項の規定により、次の法人に放置車両の確認及び標章の取付けに関する事務を行わせることとしたので、同法第51条の12第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。
令和7年1月14日

警視庁荻窪警察署長
警視 國 時 匡

記

- 1 放置車両確認機関の名称及び主たる事務所の所在地
 - (1) 名称 株式会社ジェイ・エス・エス
 - (2) 所在地 千代田区平河町一丁目8番2号-603
- 2 確認事務を行う区域及び期間
 - (1) 区域 警視庁荻窪警察署の管轄区域
 - (2) 期間 令和7年4月1日から令和10年3月31日まで

発行 東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一號
電話 〇三(五三二二)一〇一一(代)

郵便番号 163-8001

定価 本号 三〇円
一箇月 六、六〇〇円
(郵送料を含む)

印刷所 三鈴印刷株式会社
東京都千代田区神田神保町三丁目三十三番地一
電話 〇三(五二七六)〇八一(代)

郵便番号 101-0051

